

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



「料金が未納」「法的手続きをとる」

身に覚えのない請求が！

架空請求に関するトラブルは、官民をあげた注意喚起の取組によって、順調に減少してきましたが、最近、電子メールを主な手口に再び増加傾向が見られるので、注意が必要です。

【県内事例①】

スマートフォンに「以前利用したサイトで退会手続きを取っていなかったため、料金が未納になっている」「このまま放置すれば、身辺調査後に法的手続きに入り、個人情報公開される」「明日の正午までに連絡するように」とのメールが届いた。心当たりがないが、放置しても大丈夫か。

(40代女性)

【県内事例②】

突然、携帯電話に「1年間動画見放題のサイト料金20万円が支払われていない」と電話があった。「登録した覚えがない」と言っても聞き入れてもらえず、「自宅に請求書を送る」と言われた。

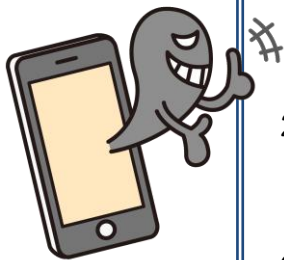
(20代男性)

【県内事例③】

いつも利用しているインターネットモールからメールが届き「60インチTVの注文を受けた。注文した覚えがなければキャンセルボタンを押すように」との内容だった。

覚えがないのでボタンを押したが、実際は大手のモールを装った不審メールだった。(70代男性)

アドバイス



©KANAGAWA2013

1. 連絡するように急かされても、慌てて連絡してはいけません。連絡することによって、電話番号や氏名、住所などの新たな個人情報を知られ、より個人が特定された状況で請求されるおそれがあります。
2. サービスの利用や商品の購入について身に覚えがなければ、支払い義務はないので無視してください。一旦、請求に応じてしまうと、ターゲットにされて更なる請求につながりかねません。
3. 主な手口はメールによる料金請求ですが、新たな手口も見られるので、注意が必要です。
4. 支払い義務があるかどうか分からない場合は、一人で悩まず、すぐに消費生活センターにご相談ください。また、脅迫された場合や身辺に不安を感じる場合は、警察（全国共通短縮ダイヤル#9110）にご相談ください。